

講義名	民法 A		
科目区分	学部フリーゾーン		
担当教員	八木 雅史		
開講期・曜日・時限	後期 金曜日 2時限		
	2018年度 人間社会学部 人間健康学科 / 2018年度 人間社会学部 観光学科 / 2018年度 人間社会学部 人間社会学科 / 2018年度 経済学部 経済情報学科 / 2018年度 経済学部 経済学科 / 2018年度 商学部 マーケティング学科 / 2018年度 商学部 経営学科 / 2017年度 人間社会学部 人間健康学科 / 2017年度 人間社会学部 観光学科 / 2017年度 人間社会学部 人間社会学科 / 2017年度 経済学部 経済情報学科 / 2017年度 経済学部 経済学科 /		
履修開始年次	2年生	単位数	2
		講義コード	52057

### 主題と概要

私達は様々な権利や義務に囲まれて生活している。いや、むしろ様々な権利や義務に関わりながら生活していると言った方が正確であろう。食べ物や衣服などの生活必需品を始め、娯楽品やぜいたく品、現金宝石などの大切な財産を他人から守ってくれている権利（物権）もあれば、自分の運命を託すほどに信頼した他人の約束を期待通りに守らせることができる権利（債権）もある。また、私たちには生活の場面ごとに様々な義務（家族に対する扶養義務など）が法律によって負わされることになるし、自ら作りあげた人間関係に基づいて新たな義務（契約当事者間の義務）が発生することになる。

この社会において生活するということは、これらの権利や義務と関わりながら生きていくということを意味する。したがって、どのような権利が、そして義務が自分のものになるかということが、どのような生き方をするのか、どのような人生を送るかの決定することにもなる。それゆえ近代社会では、自分の権利や義務を選ぶことができるのは本人自身であるとする「私的自治の原則」が謳われているのである。では、そもそも生活に不可欠なこれらの権利や義務と、私たちはどのような関係に立つのか？

私達が自分の意思に基づいて、生活し人生を送ろうとするのであれば、実際にどのような権利や義務が世の中にあるのか、またどうすればそれらの権利義務を作り出し、あるいは消滅させることができるのかを学ばねばならない。本授業の到達目標でもある。

### 到達目標

社会生活ならびにビジネス活動において不可欠な法的基礎知識を修得し、他人との間でのトラブルの予防および適切な解決を図る能力を身につける。

### 提出課題

講義だけでは不足する知識の補充とその応用力を養成するために複数回のレポート課題を授業中に課することになる。単なる耳学問とならないためにもがんばって自分の頭で考えることを通して人生の財産となるような授業にしてほしい。

### 評価の基準

提出したレポートの採点結果(レポートの回数×15点)と期末試験の成績を合計して評価する。なお出席が不十分な場合には単位が認められないので注意すること。

### 履修にあたっての注意・助言他

本来民法(財産法)は、民法Aと民法Bを合わせてはじめて完全なものとなる。事前または事後に民法Bの授業を履修することを是非期待する。

授業開始前に次の事案で頭のトレーニングを。  
 「18歳のAが携帯電話を購入しようとしたら店員から親の同意を得て来いと言われたので、親の印鑑を勝手に使って同意書を作って来たが、契約は有効か。」  
 「Bが冗談のつもりで友人Cに、100万円もって来たらいつでも俺のボルシェを売ってやるよ、と言ったところ本当にCが100万円持ってきたらどうなるのか。」

### 教科書

・民法入門	生田敏康・畑中久彌・道山治 法律文化社 延・袁翰靖博・柳景子

### プリント資料及び参考文献

毎回授業開始時に授業内容のレジュメを配布し、レジュメに沿って授業を行う。

《参考文献》  
 「リーガルベイス民法入門」〔第2版〕道垣内弘人 日本経済新聞社  
 「民事法 総則・物権法」鎌田薫他 日本評論社  
 「民法学1」〔第4版〕内田貴 東京大学出版会

### 授業計画

- 1 講義の紹介  
(法律が必要なわけ「公法と私法」)
- 2 民法典鳥瞰図  
(権利義務の森へようこそ)
- 3 財産法概説  
(「近代社会」の実現のために)
- 4 条文の役割とその構造  
(条文が教えてくれること)
- 5 『権利能力平等の原則』  
(人が生まれることの法的な意味)
- 6 権利能力の終期  
(人が死ぬことの法的な意味)
- 7 法人制度  
(もう一つの「人」)
- 8 『私的自治の原則』と法律行為  
(自分のことは自分で決める！)
- 9 意思能力と行為能力  
(子ども扱いすることの意味)
- 10 心裡留保と通謀虚偽表示  
(嘘つきは損をする)
- 11 錯誤と詐欺強迫  
(担保物権)
- 12 代理制度  
(他人まかせにする理由)
- 13 『自由な所有権』  
(物権の王様は所有権)
- 14 制限物権いろいろ(「用益物権」)  
(所有者の敵か味方か?)
- 15 担保物権  
(債権者にとっての大切な「お守り」)

### 予習・復習

シラバスの授業計画に沿って授業は進んでいくのであらかじめ参考書等を読んで問題意識を持って授業に臨むこと。また授業後は、授業で配布するレジュメを参考に授業内容を反芻すること。

### 備考